

令和4年度 府省及び関係団体 陳情書

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

令和4年8月29日

国土交通省

【バリアフリー全般】

1. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の第10条により、貴省が所管する施策において視覚障害者への情報保障をさらに進めるための措置を講じ、あるいは予算を確保すること。
2. 視覚障害者誘導用ブロックや階段の段鼻の色は、輝度比を踏まえた上で黄色とすること。
3. 道の駅や鉄道駅等の多目的トイレにおいて、視覚障害者を便座横に誘導するための音声案内装置が設置されるよう、国の設置基準に音声案内装置を加えること。

【鉄道】

4. 視覚障害者の鉄道駅での安全確保のため、駅職員の適正な配置と見守りサービスの充実、ラッシュ時には駅員の増員を行うこと。
5. 駅ホームの安全な利用のため、更なる国庫補助によりホームドアの設置を促進すること。また、設置済みのホームドアを安全に稼働させるため、恒常的な点検を行うこと。
6. 全ての駅ホームに内方線付き点状ブロックを敷設すること。
7. 鉄道駅構内の案内放送は、聞き取りやすい適正な音量で流すこと。
8. 無人駅を含む全ての駅で、視覚障害者にとって安全な音声による情報提供、安全対策が十分に取られている駅構内のスマホアプリでの誘導システム等の対策を進めること。

9. 視覚障害者が列車降車後の鉄道無人駅ホームを安全に移動できるよう、列車乗務員によるサポートやホームの安全対策（階段の音声案内装置、ホーム中央の誘導ブロックの設置等）を早急に実施すること。
10. 鉄道駅の窓口等にタッチパネル等の非対話型システムを導入する場合は、視覚障害者も1人で利用できるよう、AI等を活用した音声認識技術を取り入れること。
11. 視覚障害者が鉄道を安全に利用するため、歩きスマホの禁止等のマナーを啓蒙し、声かけ運動を継続すること。また、これらの活動をマスメディアを活用して周知すること。

【交通運賃】

12. 障害者割引に対応した交通系ICカードの適用範囲を全国に拡大すること。

【道路や歩道等での安全対策】

13. 視覚障害者が安全安心に踏切を横断するため、踏切を確実に渡るためのハード面の安全対策、声かけ等のソフト面の支援を全国で広めること。
14. 視覚障害者が気づくことが困難な電動キックボードについて、視覚障害者の安全を守るための対策を講じること。
15. 多くの視覚障害者が安全に歩行できるよう、操作が簡単で安価なナビゲーションシステムを開発し、普及すること。
16. 路線バスの行き先案内の車外放送を義務化すること。

【自動車】

17. 全てのハイブリッド車や電気自動車に、擬音等の作動を義務付けること。

【不動産】

18. 賃貸住宅の貸主や不動産業者に対して、障害を理由とする借用拒否は差別的取り扱いであることを周知し、そうした差別をしないように指導すること。